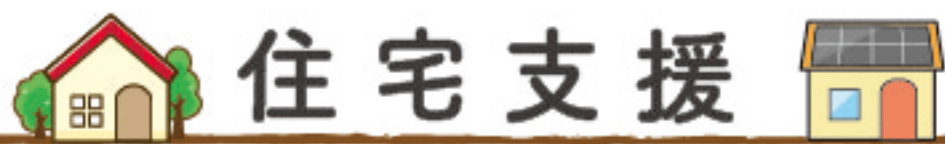




直島町へ移住(転入)された方へ

令和7年度版

移住・定住施策の主な事業についてまとめましたので参考にしてください。
詳細については、直島町役場の各担当課にお気軽にお問い合わせください。



まちづくり観光課 ☎ 087-892-2020

空き家・空き地バンク

NAOSHIMA COLORS 直島カラース <https://naoshimacolors.com/>
町内の空き家・空き地情報の提供、案内を行っています。

直島町空き家改修等事業補助金

○直島町空き家・空き地バンクに登録されている物件で、空き家・空き地バンクの物件登録者または利用登録者が改修等を行う場合に補助対象経費の 1/2 を補助。同一物件に対し1回限り。

- (1) 空き家の改修工事 上限 150 万円
- (2) 空き家の家財道具等の運搬・処分 上限 10 万円

環境水道課 ☎ 087-892-2225

浄化槽新設補助（下水道処理区域は対象外）

5人槽	664 千円	6・7人槽	828 千円	8～10人槽	1,096 千円
11～20人槽	1,408 千円	21～30人槽	2,208 千円	31～50人槽	3,055 千円

住宅用太陽光発電設置補助（県補助金との併用可）

○発電システム 1キロワット当たり5万円、補助上限額 20 万円
○蓄電システム 設置経費の 10 分の1の額または補助上限額 20 万円
※いずれも 10 キロワット未満で未使用のものに限る。

建設経済課 ☎ 087-892-2224

県営住宅

1団地 24 戸

町営住宅

- 公営住宅 3団地 26 戸
- 単独町営住宅 31 戸



子育て支援事業

3歳到達月まで紙おむつや粉ミルクなど購入に係る費用を月額 3,000 円助成します。

3ヶ月ごとに(年4回)子育て支援券を郵送します。

手続きに必要なもの：印鑑

出産奨励金(第2子・第3子以降)

生まれた時、小学校入学時、中学校入学時に出産奨励金を支給します。(第2子に各5万円(合計 15 万円)、第3子以降に各 10 万円(合計 30 万円)。) 第2子・第3子以降出産時において直島町に居住しており(住所がある方)、引き続き1年以上居住する方が対象です。

手続きに必要なもの：印鑑、申請者の口座番号がわかるもの。

児童手当

高校修了までの児童1人につき月額1万5千円または1万円を支給します。第3子以降の児童は1人につき3万円を支給します。お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。

手続きに必要なもの：受給者とお子さんの健康保険証等、

受給者と配偶者のマイナンバーがわかるもの。

受給者の方の口座番号がわかるもの(通帳)。

※お子さんと別居されている方は、「別居監護申立書」の提出が必要です。



児童扶養手当

ひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に、その児童が18歳になった年度末(障がいがある場合は20歳未満)まで支給されます。

手続きに必要なもの：詳細はお問い合わせください。

特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障がいをする児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

手続きに必要なもの：詳細はお問い合わせください。



地域子育て支援拠点事業(なおしまキッズポート)

子育て世代の親子の交流の場として、直島町総合福祉センター内になおしまキッズポートがあります。子育て環境に関する相談の実施を行うほか、子育てに役立つ情報等の提供や子育て支援に関する講習会やイベントを実施します。お気軽にご利用ください。

利用のできる日：毎週火～日曜日 利用時間：9時30分～17時(日曜日のみ15時30分)

産後ケア費用助成事業

出産後のお母さんと赤ちゃんが安心して生活をスタートできるように、助産所等で行われるお母さんの心身のケアや授乳指導、育児相談などを一定期間利用できる産後ケア事業に対し、利用時にかかる費用と交通費を助成します。

妊婦・乳児交流会

福祉センターや公民館において、助産師による相談日を年3回、管理栄養士・歯科衛生士による相談日を年3回設けています。妊娠している方、お子さんがいる方、どなたでも参加できます。

直島町妊婦のための支援給付事業

直島町妊婦のための支援給付事業とは、妊婦の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に実施します。産前・産後の期間に妊婦に対して5万円(1回目)、妊娠している子どもの人数に応じて5万円(2回目)を支給します。

看護学生修学資金貸付(無利息)

看護師養成所に通う学生：月額6万円

一時保育

保護者のパート就労や疾病(感染症等を除く)、出産、子育てからのリフレッシュ等、一時的に家庭での保育が困難となる子どもを幼児学園で預かります。1日の定員は5名まで。

利用時間：8時～16時40分 利用料：1日 3,200円 半日 1,600円

※利用に当たっては、事前に幼児学園経由で申請書の提出が必要です。

第3子以降保育料免除

第3子以降の保育料については無料になります。

奨学金(貸与・無利息)

- (1) 大学・短大・専門課程2年又は3年の専門学校：月額2万円
- (2) 高校(専修学校高等課程を含む。)：月額1万円
- (3) 高専(1～3年生)：月額1万円
- (4) 高専(4・5年生)：月額2万円



高等学校生徒通学航路費等補助事業

高等学校の生徒が通学するために購入した乗船定期券等の購入費の一部、または部活動等のための下宿経費の一部を補助します。年2回、対象者の方に申請書及び請求書を送付します。

手続きに必要なもの：【通学航路費】申請書、乗船定期券等の領収書

【部活動等】申請書、契約書、下宿経費の領収書、通帳の写し

学校外活動

おもに土曜日の子どもの活動を地域の人々が指導者になり、教室を開いています。地域の教育力を活かすこと、子どもと地域社会の人との交流、家庭の休日の子育ての軽減などの効果が期待できる事業です。

※小・中学生が対象です。現在の教室は、サッカー、テニス、お茶、卓球、アートスタジオ、直島女文楽こども座、おどりがあります。

第2子以降小・中学校給食料免除

町内在住の子育て世帯の皆さんの経済的負担を少しでも軽くして、若者世帯の定住化を図ることを目的とした子ども・子育て支援を行うため、小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、年齢が上から2人目以降に該当する児童・生徒に係る給食料について全額免除します。

※香川県の補助事業も開始されましたので、対象になるかどうか分からない場合は、お問い合わせ下さい。



まちづくり観光課 ☎ 087-892-2020

チャイルドシート助成事業

6歳未満のお子さんのためにチャイルドシートを購入した場合に、1回2万円を上限に、購入金額の2分の1を助成します。助成は、成長に合わせて、お子さん1人に対して2回までです。

手続きに必要なもの：印鑑、購入した物が分かる書類(カタログ)、レシートなどの領収書、申請者の方の口座番号がわかるもの。



医療に関する支援



住民福祉課 ☎ 087-892-2223

医療費助成

満18歳に到達する最初の3月31日までのお子さんの医療費を助成します。香川県内は現物給付(窓口負担なし)、県外は償還払い(支払い後の申請が必要です。)

手続きに必要なもの：印鑑、お子さんの健康保険証等、受給者の方の口座番号

※課税証明書(扶養の人数が分かるもの)が必要な場合があります。



病児・病後児保育利用料助成

満9歳に達した日以降の最初の3月31日までのお子さんが病児・病後児保育サービスを受けた際の利用料を助成します。(おやつ代等の飲食代及び延長料金は除く。)

手続きに必要なもの：印鑑、医療機関等で保育サービスを利用した領収書

妊婦健康診査・産婦健康診査

香川県内医療機関、岡山県内の一部の医療機関で出産まで計 14 回妊婦健康診査を受けることが出来る受診票と出産後に受けることができる産婦健康診査受診票 2 枚を交付します。

直島に転入前に交付を受けている方は、残っている受診票と同じ枚数を直島町で交付する受診票と交換します。転出する場合は、転入先の市町村役場で交換してもらってください。

※里帰り出産など、県外の医療機関で受診する場合は、受診票の交換が必要です。その場合、出産後に健診費用を払い戻しいたします。

手続きに必要なもの：印鑑、母子健康手帳、マイナンバー確認書類、妊娠届出書(医療機関発行)→医療機関での発行がなければ、町役場に届出用紙があります。

※里帰り出産時の手続きに必要なもの：〈里帰り出産前〉母子保健ガイドブック

〈里帰り出産後〉指定の申請書、交付した受診票、領収書、印鑑

妊婦・産婦歯科健康診査

町内の歯科医院で、妊婦～産後 1 年未満で、歯科健康診査を受けることができる受診票 1 枚を交付します。直島町に転入前に交付を受けている方は、残っている受診票と同じ枚数を直島町で交付する受診票と交換します。転出する場合は、転入先の市町村役場で交換してもらってください。

手続きに必要なもの：印鑑、母子手帳、マイナンバー確認書類、妊婦届書

妊婦健康診査等交通費助成

妊婦健康診査受診及び出産に臨むために、直島町の自宅から医療機関までの直近のバス停や駅まで要した交通費を助成します。

手続きに必要なもの：指定の申請書、母子健康手帳、印鑑、医療機関等の領収書

乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

香川県内医療機関、岡山県内の一部の医療機関で、出生後 1 ヶ月の健康診査と 1 歳までに利用できる乳児健康診査の受診票のあわせて 2 枚と出生後に受けることができる新生児聴覚スクリーニング検査受診票 2 枚を交付します。直島に転入前に交付を受けている方は、残っている受診票と同じ枚数を直島町で交付する受診票と交換します。転出する場合は、転入先の市町村役場で交換してもらってください。

※里帰り出産など、県外の医療機関で受診する場合は、受診票の交換が必要です。

その場合、出産後に健診費用を払い戻しいたします。

※里帰り出産時の手続きに必要なもの：〈里帰り出産前〉母子保健ガイドブック

〈里帰り出産後〉指定の申請書、交付した受診票、領収書、印鑑

乳幼児健診・1 歳 6 ヶ月児健診・2 歳児健診・2 歳 6 ヶ月児歯科健診

年 4 回、集団健診で行います。案内や問診票などは対象者の方に送付します。

受診に必要なもの：母子健康手帳、問診票、アンケート用紙

3 歳児健診

年 2 回、集団健診で行います。案内や問診票などは対象者の方に送付します。

受診に必要なもの：母子健康手帳、問診票、アンケート用紙

予防接種

- 定期予防接種に定められている予防接種は集団で行いますが、案内や予診票などは接種日までに対象者の方に送付いたします。接種料金は無料です。任意予防接種を受ける場合、接種費用の助成が受けられるものがあります。転入された時は、接種歴の確認のため母子健康手帳の予防接種欄の写しをとらせていただきます。転出される場合も、転出先の市町村役場でご確認ください。
- 高校生以下インフルエンザ予防接種：無料
- おたふくかぜワクチン予防接種（1歳～4歳未満まで）：一部公費負担あり。
手続きに必要なもの：母子健康手帳
※任意予防接種の接種費用の助成は、市町村により異なります。
- 風しん予防接種：風しん抗体検査を受け、検査結果で風しん予防接種を推奨された方が対象です。
手続きに必要なもの：指定の申請書、風しん抗体検査結果票の写し等
※対象者は限られています。詳しくは健康推進室へお問い合わせ下さい。

直島町立ふれあい診療所 ☎ 087-892-2266

- 住 所 〒761-3110 香川県香川郡直島町 2310 番地 1
- 診療日 月曜日から金曜日 ※泌尿器科は毎月第四火曜日の午前 9 時から午後 0 時
 （祝祭日ならびに年末年始は休診します。）
 ※救急患者については、随時対応いたしますので、お電話でご相談ください。
- 診療時間 午前 9 時から午前 12 時まで
 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 受付時間 午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
 午後 2 時から午後 4 時まで
- 診療科 内科・外科・小児科・泌尿器科



防災支援



建設経済課 ☎ 087-892-2224

危険ブロック塀等撤去補助

- 撤去工事に要する費用の 80% (上限 16 万円) を補助します。
※町内の道路等に面した高さが 1.2 メートルを超えるブロック塀で、点検表による点検の結果、不適合と認められるものに限り。
※同一敷地につき 1 回限り。

住宅耐震対策補助

- 耐震診断 補助対象経費 9/10、補助上限額 10.35 万円
 - 耐震改修工事 補助上限額 115 万円
 - 簡易耐震改修工事 補助上限額 57.5 万円
 - 耐震シェルター等設置 補助上限額 23 万円
- ※昭和 56 年 5 月以前に建てられた自己所有の住宅で、対策後も引き続き居住するものに限り。
 ※同一物件に対し診断 1 回限り、改修いずれか 1 回限り。

直島町家具類転倒防止対策促進事業補助

地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するために、家具類転倒防止器具の購入に係る費用を1世帯につき1回限り、補助対象経費の2/3以内で上限1万円を補助します。

防災士育成支援事業補助

自主防災組織の育成及び機能強化を促進するために、地域の防災活動を行う防災士の資格を取得する方に対し、1人につき1回限り21,000円を限度に補助します。

救急患者輸送費補助

救急患者輸送費の一部を補助します。救急患者ご本人または親族の方が申請してください。補助の対象者は下記のとおりです。

- ・町内に住所を有する方で救急患者と認定された方
- ・町内に住所を有する方の3親等以内の親族で救急患者と認定された方



その他の支援



通信環境

超高速ブロードバンド(光ファイバ)整備済み。(向島・屏風島以外)

少年スポーツ等活動費補助事業

未来を担う少年がスポーツ等活動において幅広く選択性を持たせ、夢と希望をもって活動することを支援するために、スポーツ等活動を行うために必要な乗船券の購入費の一部を補助します。

少年の夢育み活動補助事業

未来を担う少年が地域社会の中で生き生きと活動できるように、また、少年が自ら活動を活発化させようとする事業に対して補助します。

生き生き青年活動補助事業

未来を担う青年が地域社会の中で生き生きと活動できるように、また、青年が自ら活動を活発化させようとする事業に対して補助します。